令和元年８月２６日
議事１　資料１
都市整備局企画課

広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における静止画デジタル広告の活用範囲の拡大について

審議事項

今回事業を進めていく中で、事業者（エムシードゥコー株式会社）から、景観計画で映像装置を規制している区域内（関内地区・みなとみらい21新港地区）においても、静止画のデジタルパネルを整備するという提案がありました。また、本市では事業の安定性の確保が不可欠であると考えられるため、本市では横浜市屋外広告物条例に基づく特例許可制度によりデジタルパネルの整備を進める方向で検討しています。そのため、上述の特例許可により事業を進めることについて、都市美対策審議会の意見を伺うものです。

１　経緯

これまで広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業は、都市美対策審議会景観審査部会において、**「第三者広告物の掲出制限及び内照方式の照明装置の使用制限に関し、景観計画における行為の制限に対するただし書きの適用」**の御審議をいただくとともに、案内サインの**「デザインや大きさ」**と**「配置計画の考え方」**について御意見をいただいてきました。

２　静止画デジタル広告の評価（令和元年８月５日　第52回都市美対策審議会景観審査部会）

本事業のデジタルパネルの現場確認を行ったところ、**周辺環境との調和やデジタルパネルの品質（クオリティ）**について、**ポスタータイプとデジタルタイプの広告に関しては、必要な配慮を行うことで、大きな差異はないとの評価**をいただいております。

３　関内地区・みなとみらい21新港地区の整備に対する本市の考え方について

本事業については、今後拡大するデジタル広告市場に対応することで、本市の政策である来街者の滞在環境の水準を高める事業を安定的に継続できると考え、関内地区・みなとみらい21新港地区にデジタルパネルを整備する検討をしています。なお、本事業のデジタルパネルと他事業の映像装置との比較や、今後のデジタルパネルのさらなる活用に関しては、以下のとおりです。

(1)　**景観計画で想定されている映像装置と本事業における静止画デジタルパネルとの比較について**

・静止画を原則とし、切り替え時間は既存の広告付バス停のスクロールタイプと同等（10秒）とすること
・明るさについて、自動調整により昼夜ともに周辺の景観に配慮がなされること
・掲出する広告内容について、学識経験者及び本市関係局が１案件ごとの審査体制が整えられていること

以上より、景観計画で想定されている動画の使用や音声を伴う映像装置とは区別できるものと考えます。

(2)　**今後のデジタルパネルのさらなる活用について**

・デジタルパネルの活用方法の一例として、津波警報などの防災情報の発信を検討しています。

４　今後の進め方

これまで本部会で御意見いただいた広告付案内サインの配置計画を基に、**通りのビスタや照度などに配慮し、ポスタータイプと同様にデジタルタイプのパネルを整備**していきます。さらに、**景観計画で映像装置を規制している区域内においては、歴史的建造物などへ配慮した配置とするとともに、照度についても慎重に対応**していきます。なお、本事業の実施にあたっては地元組織を含め、合意が得られた箇所について整備を進めます。

５　前回いただいた御意見に関する対応方針

今回景観計画で映像装置を規制している区域外における**広告付案内サインについて配置、大きさ、照度、デジタルパネルの広告表示のあり方について御意見をいただきました**ので、今後の事業実施にあたって配慮に努めるとともに、景観計画で映像装置を規制している区域内においてはより厳格に検証を行った上で実施します。

ご意見①

案内サインは地図として必要な場所があるほか、見通し景観への配慮が必要となるが、実際整備してみると筐体が大きい印象で存在感がある。

対応方針

・**筐体の大きさ**は、**来街者の方々に分かりやすい目印**として認識してもらいたいという考え方により、**水平垂直のデザインや色彩などを統一**するよう決定していますが、配置の仕方を工夫して景観に配慮していきます。
・**配置**については、安全性の観点より道路管理者や警察と調整を踏まえた位置であることのほか、景観に関しても第48回都市美対策審議会景観審査部会においてご意見いただいた**「整備位置を決定するまでの過程」**を**モックアップなどで検証**し、**整備位置を決定**していきます。（次頁をご参照ください）
・なお、整備にあたっては、**街の個性の維持を大事にする**ため、本市関係課との調整のほか、**地元関係者の合意を得ることにより良好な景観の維持に配慮**していきます。

（実物大の現場検証）
※日本大通り
横浜公園側

ご意見②

案内サインの地図面は内照式であるが、実物を見るとまぶしくて見づらい。また、広告面はデジタルタイプだが白系でまぶしさを感じた。

対応方針

・地図面の明るさの調整は、ポスターの厚みを厚くするなど対応方針を検討し、事業者や本市関係課との現場確認により、**適切な照度となるよう調整**を図っていきます。
・また、デジタルタイプの広告面は白系がまぶしく感じない程度に**自動調整の照度をさらに下げる**ことで明るさを落としていきます。

ご意見③

デジタルパネルでは、広告の切り替えサイクルを変更することや動画広告を採用することができるが、今後どのような対応を行うのか。

対応方針

・本事業のデジタルパネルは、原則として**既存の広告付きバス停と同様の切り替えサイクル（10 秒）**とし、**静止画で広告を表示する仕様**で運用をしていきます。

６　広告付案内サインの配置計画

デジタルタイプについてもポスタータイプと同様に、配置に関して検討を行った上で整備します。

【再掲：第48回横浜市都市美対策審議会景観審査部会】

案内サインの配置に関する基本方針

・情報提供の面で訪日外国人や来街者が円滑に移動できるよう、駅前広場、主要な交差点及び観光地点を中心とし、公道上に整備を行います。

・主要な交差点周辺には、原則道路の進行方向に平行に設置し、道路の進行方向に垂直に設置する場合は、運転者のわき見運転誘発による安全性が損なわれない箇所とします。

【再掲：第 48 回横浜市都市美対策審議会景観審査部会】

案内サインの整備位置を決定するまでの過程

・検討１　景観　　：横浜港までの見通し空間を確保すること、歴史的建造物への視認性を妨げないこと

・検討２　利便性　　：交差点周辺において視認しやすい位置にあること

・検討３　交通安全性：運転者が横断歩道を渡る歩行者を確認できること

・検討４　物理的制約：地下埋設物、隣接するする樹木へ干渉しないこと

・検討５　広告価値　：ほかの物件に阻害されず、視認性を確保すること

○整備位置の決定に関する考え方の一例（日本大通りの横浜公園側）

【整備位置を決定するまでの過程】

整備位置は、以下に示す５つの検討項目順に審査して決定します。

検討項目１…景観への影響度

・横浜港までの**見通し空間を確保**すること

・**歴史的建造物への視認性を妨げない**こと

・**歴史的建造物のライトアップを妨げない**こと

（評価）
→横浜港までの見通し空間を確保し、歴史的建造物を妨げない位置である。

検討項目２…案内サインの利便性

・**駅や観光地点の出入口周辺**において、**視界に入りやすい箇所**であること

・**交差点付近**において、歩行者が次の移動につなげられるよう**視認しやすい位置**であること

・案内サインを**利用できるスペースを確保**できること

（評価）
→横浜公園の出入り口付近であり、視界に入りやすく、案内サインを利用できるスペースもある。

検討項目３…道路占用等に関わる交通安全性

・運転者が横断歩道を渡る歩行者を確認できること

・運転車のよそ見運転に繋がらないこと

（評価）
→道路・交通管理者から安全上の確認を受けており、見通しも確保できる位置である。

検討項目４…物理的な設置可能性

・地下埋設物（共同溝、街路灯などの基礎 等）や隣接する樹木へ干渉しないこと

・誘導サインの矢羽の機能を阻害しないこと

・地図及び広告の維持管理スペースが確保できること

（評価）
→地下埋設物などの干渉はなく、地図と広告の維持管理スペースが確保できる位置である。

検討項目５…広告価値

・他の物件に阻害されず、視認性を確保すること

・歩行者が自然と目に入る箇所であること

（評価）
→ほかの物件に阻害されず、自然と目に入る位置である。

（日本大通りの横浜公園側）

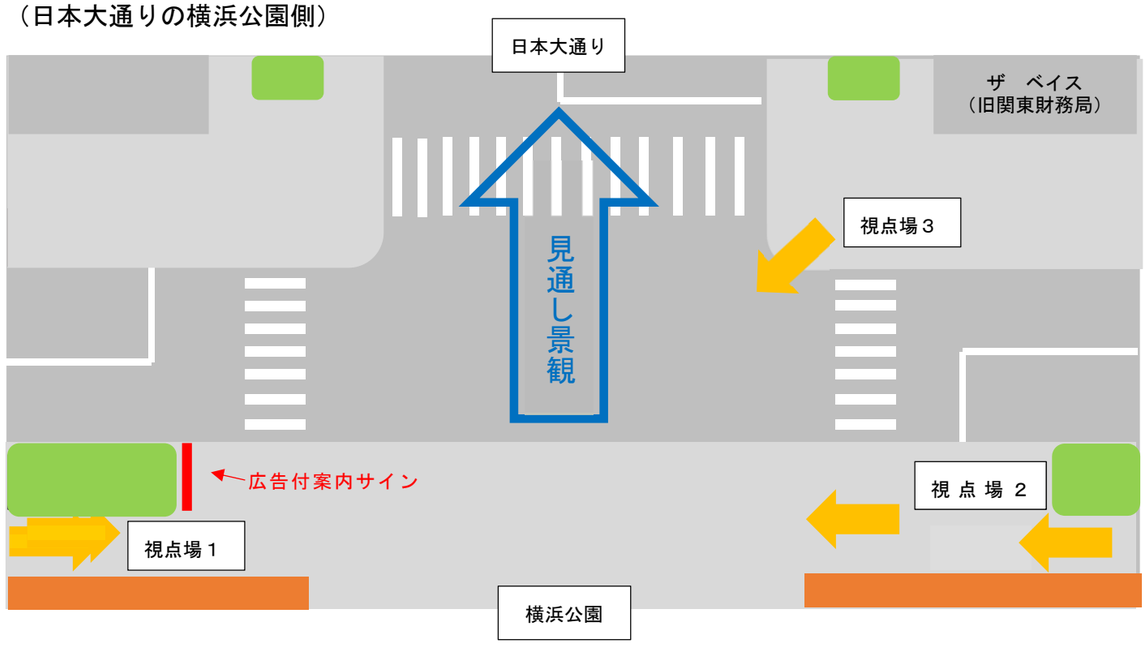

視点場１（ポスタータイプ）

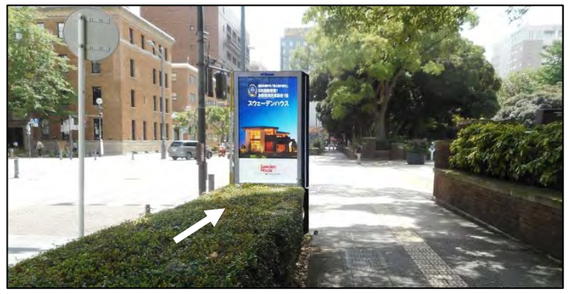

（デジタルタイプ）

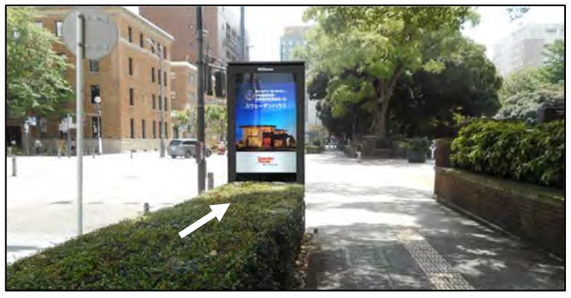

視点場２

視点場３

○整備位置の決定に関する考え方の一例（日本大通りの象の鼻パーク側）

【整備位置を決定するまでの過程】

整備位置は、以下に示す５つの検討項目順に審査して決定します。

検討項目１…景観への影響度

・横浜港までの**見通し空間を確保**すること

・**歴史的建造物への視認性を妨げない**こと

・**歴史的建造物のライトアップを妨げない**こと

（評価）
→横浜港までの見通し空間を確保し、歴史的建造物を妨げない位置である。

検討項目２…案内サインの利便性

・**駅や観光地点の出入口周辺**において、**視界に入りやすい箇所**であること

・**交差点付近**において、歩行者が次の移動につなげられるよう**視認しやすい位置**であること

・案内サインを**利用できるスペースを確保**できること

（評価）
→大桟橋国際客船ターミナルに近接する象の鼻パーク付近で、視界に入りやすいスペースである。

検討項目３…道路占用等に関わる交通安全性

・運転者が横断歩道を渡る歩行者を確認できること

・運転車のよそ見運転に繋がらないこと

（評価）
→道路・交通管理者から安全上の確認を受けており、見通しも確保できる位置である。

検討項目４…物理的な設置可能性

・地下埋設物（共同溝、街路灯などの基礎 等）や隣接する樹木へ干渉しないこと

・誘導サインの矢羽の機能を阻害しないこと

・地図及び広告の維持管理スペースが確保できること

（評価）
→地下埋設物などの干渉はなく、地図と広告の維持管理スペースが確保できる位置である。

検討項目５…広告価値

・他の物件に阻害されず、視認性を確保すること

・歩行者が自然と目に入る箇所であること

（評価）
→ほかの物件に阻害されず、自然と目に入る位置である。

（日本大通りの象の鼻パーク側）

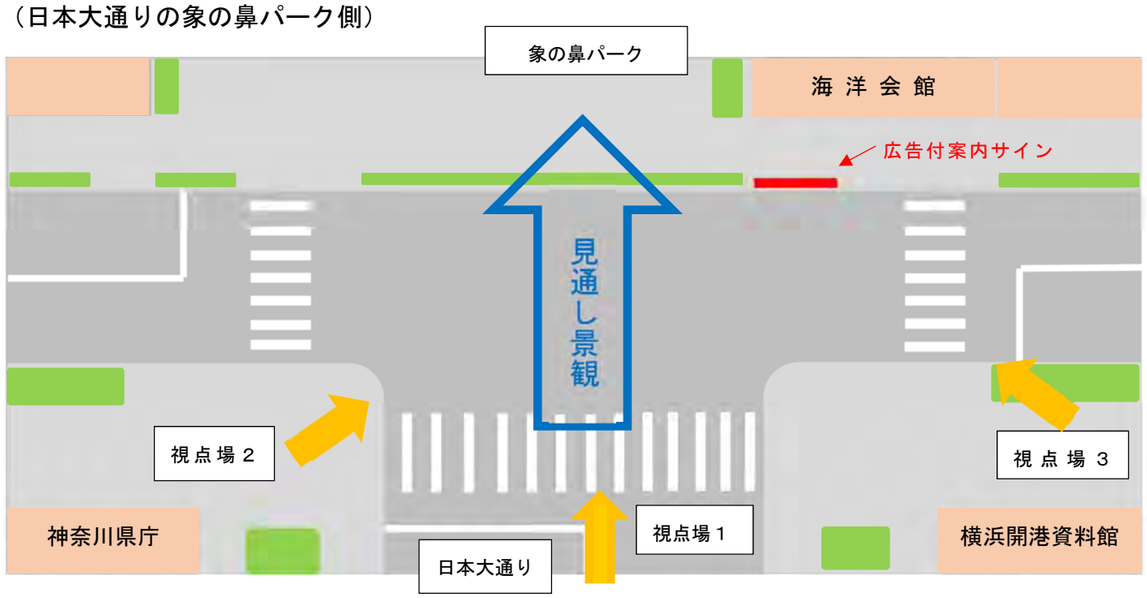

視点場１

視点場２

視点場３

【参考】都市美対策審議会景観審査部会（第 52 回）の現場確認

日時：令和元年８月５日（月）19 時から 20 時まで

場所：みなとみらい 21 中央地区　クイーンズスクエア前

内容：広告付案内サイン（ポスタータイプ・デジタルタイプ）の現場確認

（位置図）

〇確認事項

・明るさの程度（照度の自動調整）

・広告切り替えサイクル（10 秒）

〇現場における委員の御意見

・ポスタータイプとデジタルタイプは明るさの面で景観に与える影響は同程度と感じられる。

・白色の広告については、発光が強い印象である。

・地図面の照度が強いと、地図の視認性が下がり利用性が低下する。

（現場確認の様子：明るさは現地計測時の値）

・デジタルパネル（視点場②の状況）

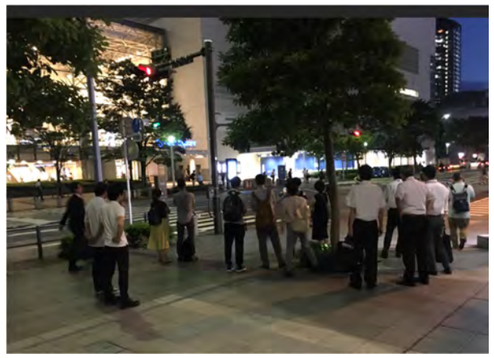

（明るさ：150 ルクス程度）

（参考）広告付バス停（視点場①の状況）

（明るさ：150 ルクス程度）

【参考】横浜市屋外広告物条例に基づく特例許可制度について

●屋外広告物条例第 19 条（許可の特例）により、屋外広告物審議会の意見を聴いたうえで、景観計画に定められた内容に適合しない場合でも広告物等を設置することができる。

〇屋外広告物条例　第 19 条（許可の特例）

第 19 条　市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、**第９条第２項**の規定にかかわらず、**第９条第１項**又は前条第１項若しくは第２項の許可をすることができる。

２　市長は、前項の規定により**第９条第１項**又は前条第１項若しくは第２項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第 47 条第１項に規定する横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

〇屋外広告物条例　第９条（許可）

第９条　市の区域に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第６条から前条まで、次条第２項及び第 13 条から**第 16 条**までの規定に適合すると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。

〇屋外広告物条例　第 16 条（広告物等に係る基準等）

第 16 条　次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

（５）　広告塔及び広告板

２　前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内の広告物等は、当該各号に掲げる事項又は基準に適合しなければならない。

（１）　**景観法第８条第２項第４号イに掲げる事項**が定められた同条第１項に規定する景観計画（以下**「景観計画」**という。）の区域　当該景観計画に定められた同号イに掲げる事項

（補足）

・屋外広告物条例　第６条（禁止地域等）　第７条（禁止物件）　第８条（禁止広告物）
　第 10 条第２項（広告物活用地区）
　第 13 条（禁止地域等又は禁止物件に許可を受けて表示し、又は設置することができる広告物等）
　第 14 条（適用除外の不適用）　第 15 条（一体的に表示された広告物等の特例）

・景観法　　第８条（景観計画）　第８条第２項第４号イ
　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

〇横浜市景観計画　第３編　景観推進地区ごとの景観計画

第１章　関内地区における景観計画

第５　屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

１　関内地区全域の制限

映像装置を使用する屋外広告物は、２の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあっては、当該建築物の２階以下に、その他のものにあっては、当該屋外広告物の上端の高さを地上５m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りではない。

２　地区別の制限　　※映像装置について規制があるエリアをまとめた内容は以下の表のとおり

地区名	制限内容
・山下町特定地区 山下町公園通りゾーン 水町通り及び海岸教会通りゾーン 本町通りゾーン 中華街中央ゾーン 中華街北辺ゾーン 中華街南辺ゾーン 大さん橋通りゾーン ・日本大通り特定地区 ・市庁舎前面特定地区 ・北仲通り北準特定地区 ・北仲通り南準特定地区 ・大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区 ・海岸通り準特定地区	**屋外広告物に、映像装置を使用することができない。**ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りではない。
・馬車道周辺特定地区	計画図１の３に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する**屋外広告物に、映像装置を使用することができない。**
・関内中央準特定地区	計画図１の３に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する**屋外広告物に、映像装置を使用することができない。**ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

第３章　みなとみらい 21 新港地区における景観計画

第５　屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

１　屋外広告物共通

屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。

（２）　**屋外広告物に、映像装置を使用することができない。**ただし、催時等のために一時的に設置等するなど、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。